

更新後の流れ

有効期間内の単位取得について

当機構の認定登録の更新条件として、3年ごとに更新申請書および受講証明書（または単位修得証明書）の提出が必要です。更新された方は、次の有効期間内に合計26単位（必須科目6単位＋選択科目20単位）を取得してください。

有効期間：2026年5月1日～2029年4月30日

特例条件

【海外在住者に対する特例】

更新期間中の大半を海外で生活している登録者については、更新の必要はありません。ただし、登録状況は「限定登録」と表示されます。「認定登録」を希望される場合は、単位を取得のうえ更新手続きを行ってください。

【日本語話者ではない者に対する特例】

日本語を母国語とせず、日本語での会話が困難な登録者については、法制化された海外のカイロプラクター免許が臨床可能（Active）な状態で更新されていることを証明することで、更新手続きを行うことができます。その場合は、必須科目の英語資料を取得してください。

【単位未取得者に対する特例】

2026年4月30日時点で必須科目6単位を取得していない登録者についても、単位未取得のまま更新申請を行うことが可能です。ただし、前期分の必須科目6単位については、今年中に取得していただきますようお願いいたします。

認定単位数

領域	項目	単位数
必須科目 (6 単位)	広告法務倫理	3 単位
	医療関連法規	3 単位
選択科目 (20 単位)	学会 ^{※1} 参加	7 単位
	学会 ^{※1} 一般演題発表	5 単位
	学会誌投稿 ^{※2}	4 単位
	カイロ関連セミナー ^{※3} 参加	7 単位
	カイロ関連セミナー ^{※3} 講師	8 単位
	カイロ以外の臨床関連セミナー ^{※3} 参加	7 単位
	カイロ以外の臨床関連セミナー ^{※3} 講師	8 単位
	海外のカイロプラクター免許更新 ^{※5} 指定単位取得済	20 単位

※1 医療関連学会、日本カイロプラクティック科学学会及び世界カイロプラクティック連合世界大会等

※2 医療関連学会誌ならびに日本カイロプラクティック学会雑誌等の学会誌

※3 カイロプラクティック学分野に関するセミナー

※3 セミナーシリーズの場合、セミナー各回を 7 単位として換算する。

※4 臨床医学、基礎医学ならびに専門職能・関連領域分野に関するセミナー

※5 法制化国又は州におけるカイロプラクター免許更新のために指定された単位の取得

※5 Active(臨床可能)な免許のみを対象とし、Inactive/Non-practice(臨床休業中)の免許は対象外とする。

2026年 必須科目 講義予定表

以下はすべてオンライン講義です。

日付	必須科目 単位数	主催・講演	形式
2026年 6月14-30日	医療関連法規 (3単位)	日本カイロ科学学会 厚生労働省	録画視聴
2026年 9月1日-30日	広告法務倫理 (3単位)	日本カイロ登録機構 消費者庁	録画視聴
2026年 10月1-31日	医療関連法規 (3単位)	日本カイロ登録機構 厚生労働省	録画視聴
2026年 11月1日-30日	広告法務倫理 (3単位)	日本カイロ登録機構 消費者庁	録画視聴

2026年 選択科目 講義予定表

選択科目は認定研修プロバイダーの団体・学校が提供する講義です。団体名・学校名は随時更新します。

以下は対面講義またはオンライン講義です。

認定研修プロバイダー（団体名・学校名）	講座種類
（一社）日本カイロプラクターズ協会（JAC）	
日本カイロプラクティック科学学会学術大会	
世界カイロプラクティック連合（WFC）	
世界カイロプラクティック連合 加盟団体	
国際スポーツカイロプラクティック連盟（FICS）	
欧州カイロプラクターズ連盟（ECU）	
国際認証カイロプラクティック教育機関	
各テクニック団体	